

株 主 各 位

証券コード 5596
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

東京都港区南青山三丁目1番3号
スプライン青山東急ビル
アウトルックコンサルティング株式会社
代表取締役社長 平尾泰文

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 早春の候、株主の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをここにご通知いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席いただけますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.outlook.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前11時00分より
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA

3. 会議の目的事項

- 1. 報告事項** 第18期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案** 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前11時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時30分必着



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

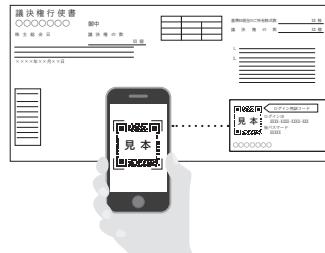
※QRコードは株式会社ソーウェーブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

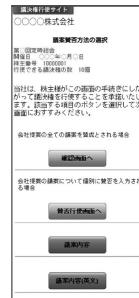
議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、井澤亜紀子氏は本定時株主総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、取締役会の実効性を確保しつつより機動的な意思決定が行えるよう監査等委員でない取締役を1名減員し、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員会は、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、各候補者を監査等委員でない取締役に選任することが適切であるとの意見を有しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
1	平尾泰文 (1966年8月8日生)	1989年4月 三菱商事(株) 入社 2006年4月 ミレニア・ベンチャー・パートナーズ(株) 代表取締役社長 就任 2011年8月 きずなキャピタル(株) 代表取締役社長 就任 2014年4月 エーアイキャピタル(株) 代表取締役社長 就任 Torreycove LLC(在 San Diego) 社外取締役 就任 2017年6月 アスパラントグループ(株) 入社 インフォマティクス(株) 社外取締役就任 2018年2月 (株)ソード 社外取締役 就任 2019年3月 当社 社外取締役 就任 FCM(株) 社外取締役 就任 2021年3月 当社 代表取締役社長 就任(現任)	—
【取締役候補者とした理由】			
平尾泰文氏は、2021年3月より代表取締役社長として経営の指揮を執り、当社経営における豊富な経験と高いリーダーシップを有しております。また、企業価値最大化のための経営戦略を推進し貢献しました。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社取締役として当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できると判断し、取締役候補者として選定いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社の株式数
2	岩田謙作 (1968年4月8日生)	1993年4月 井上斎藤英和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1996年4月 朝日アーサーアンダーセン(株)(現 PwCコンサルティング(同)) 転籍 2021年5月 (同)ナレッジインテリジェンス 代表社員 就任(現任) 2021年5月 岩田会計事務所 所長 就任(現任) 2021年7月 当社 CFO 管理本部長 就任 2022年6月 当社 取締役CFO 管理本部長 就任(現任)	—	—
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岩田謙作氏は、管理本部長として、コンサルティング業界について豊富な知見と経験を有しており、当社のIR・財務戦略を統括するほか、経営管理体制の構築、コーポレートガバナンス強化施策を推し進めるなど、当社の持続的成長に貢献しました。その経験と実績を踏まえ、引き続き当社のさらなる企業価値向上を実現することができると判断し、取締役候補者として選定いたしました。</p>				

3	中 西 雅 也 (1976年3月13日生)	<p>1999年4月 (株)富士銀行(現 (株)みずほ銀行) 入社</p> <p>2002年7月 (株)グラックス・アンド・アソシエイツ 入社</p> <p>2004年4月 (株)産業再生機構 入社</p> <p>2007年3月 (株)ドーガン・アドバイザーズ(現 (株)ドーガン) 入社</p> <p>2008年3月 (株)ドーガン・インベストメンツ(現 (株)ドーガン) 取締役 就任</p> <p>2010年6月 (株)企業再生支援機構(現 (株)地域経済活性化支援機構) 入社</p> <p>2011年8月 (株)アーク 取締役 就任</p> <p>2012年4月 同社 取締役 兼 常務執行役員開発支援事業本部長 就任</p> <p>2014年7月 (株)企業再生支援機構(現 (株)地域経済活性化支援機構) マネージングディレクター 就任</p> <p>2014年11月 アスパラントグループ(株) 入社(現任)</p> <p>2016年2月 (株)テラケン 代表取締役副社長 就任</p> <p>2017年7月 (株)テラケン 代表取締役社長 就任</p> <p>2019年6月 当社 取締役 就任</p> <p>ユナイテッドソリューションズ(株) 取締役 就任</p> <p>2019年8月 ファーマライズホールディングス(株) 取締役 就任</p> <p>2020年9月 ディップソール(株) 取締役 就任(現任)</p> <p>東栄産業(株) 取締役 就任(現任)</p> <p>2021年6月 同社 取締役 監査等委員 就任</p> <p>2022年9月 当社 取締役 就任(現任)</p> <p>2023年12月 NJT銅管(株) 取締役 就任(現任)</p>	

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

中西雅也氏は、2022年9月より当社社外取締役を務め、社外取締役として経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地からの助言を行っております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。

同氏には、複数の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識に基づく多角的な見地からの助言により、当社事業の収益強化に貢献されることを期待しております。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。

- 注1. 中西雅也氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、中西雅也氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。中西雅也氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

す。

3. 中西雅也氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会締結の時をもって1年9ヶ月となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員などの地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。当該役員など賠償責任保険の被保険者は、当社及び重要な使用人であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、佐々木啓之氏は本定時株主総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
1	菊池英生 (1971年11月14日生)	1999年10月 監査法人トーマツ 入所 2009年10月 デロイトトーマツFAS(株) 転籍 2013年10月 菊池公認会計士事務所開業 所長 就任(現任) 2019年2月 (株)LeverN 取締役 就任(現任) 2019年6月 (株)マルキン 監査役 就任 2020年9月 (株)キノシタ 監査役 就任(現任) 2021年9月 仙台運輸倉庫(株) 監査役 就任(現任) 2022年6月 当社 監査役 就任 2022年9月 当社 取締役 監査等委員 就任(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
菊池英生氏は、公認会計士として企業会計に精通する専門家の豊富な知見のほか、経営全般やCSRに関する高い見識を有しております。引き続き当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			
2	紀平貴之 (1974年2月5日生)	2001年1月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 2010年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー 就任(現任) 2015年9月 Cornell Law School 非常勤教授 就任(現任) 2022年9月 当社 取締役 監査等委員 就任(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
紀平貴之氏は、弁護士であり、訴訟関係、リスクマネジメントに関して豊富な経験と高度な専門知識を有しております。引き続き当該知見を活かして、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、独立した立場からこれらの豊富な経験と高い見識を当社経営の監査・監督に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	岩楯めぐみ (1972年4月18日生)	<p>1995年4月 (株)ポッカコーポレーション(現ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)) 入社</p> <p>2004年4月 中央青山PwCコンサルティング株式会社(現みらいコンサルティング株式会社) 入社</p> <p>2008年7月 社会保険労務士法人みらいコンサルティング 転籍</p> <p>2015年4月 社会保険労務士事務所岩楯人事労務コンサルティング代表(現任)</p>	—

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
 岩楯めぐみ氏を社外取締役候補者とした理由は、特定社会保険労務士としての豊富な経験と専門知識を有しており、客観的・中立的な立場で取締役の職務執行状況の監督機能の強化に活かしていくだけだと判断していることから選任しております。

- 注1. 菊池英生氏、紀平貴之氏及び岩楯めぐみ氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、取締役候補者菊池英生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、菊池英生氏及び紀平貴之氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。菊池英生氏及び紀平貴之氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、岩楯めぐみ氏の選任が承認された場合には、同内容の補償契約を締結する予定であります。
4. 菊池英生氏は、現在、当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会締結の時をもって1年9ヶ月となります。
5. 紀平貴之氏は、現在、当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会締結の時をもって1年9ヶ月となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員などの地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。当該役員など賠償責任保険の被保険者は、当社及び重要な使用人であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

以上

事 業 報 告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

【事業の経過及び成果】

日本経済は、物価高や海外経済減速などの下押し要因から回復に一服感が見られつつも、内需主導での成長が維持されております。個人消費は、高めの賃上げが続く中、労働者の賃金も上向き傾向にあり、緩やかに持ち直すと予想され、設備投資は、デジタル化・サプライチェーン強靭化・人手不足対応など構造的な課題解決に向け、拡大傾向が続く見通しです。

このような市場環境の中、当社は製販一体体制を継続し、予算編成/予算管理/見込み管理/グループ経営管理システム「Sactona」による業務効率化、経営管理高度化のためのソリューションの提供を行っております。既存顧客への活用範囲の拡大等の提案に加え、新たに予算管理、経営管理のシステム化を検討されるお客様への提案活動を積極化し、幅広い業界・業種の企業様へのご利用が伸長し、業績に寄与いたしました。

当期の経営成績は、売上高1,667,850千円、経常利益542,985千円、当期純利益452,863千円となり、財政状態につきましては、純資産1,016,137千円となりました。

【設備投資等の状況】

当期における設備投資の総額は14,658千円であります。主としてインフラサービス提供に伴うホストサーバ増強であります。

【資金調達の状況】

当社は、2023年12月12日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額82,800千円の資金調達を行いました。

【財産及び損益の状況】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高(千円)	954,403	984,563	1,440,025	1,667,850
経常利益(千円)	250,802	304,969	464,357	542,985
当期純利益(千円)	195,623	199,926	319,813	452,863
純資産額(千円)	1,718,746	160,661	480,474	1,016,137
総資産額(千円)	2,720,568	1,191,096	920,146	1,382,198
1株当たり純資産額(円)	4,296.87	45.64	136.50	284.63
1株当たり当期純利益(円)	489.06	489.36	90.86	128.10

第16期には2022年3月31日付で払込総額300,000千円、株式総数2,000千株の自己株式処分による増資を実施しております。

第16期には当社の親会社でありましたユナイテッドソリューションズ株式会社につきまして、2022年3月31日付で当社を存続会社とする吸収合併を行っております。

第16期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第16期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

当社は、2022年2月22日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2023年9月30日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第15期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【対処すべき課題】

当社における対処すべき課題は以下のとおりであります。

当社の展開するSactona事業は、技術の進化、顧客嗜好の変化、競合他社の競争が激しい事業領域であります。また、新型コロナウィルス感染症に対する各種政策により社会経済活動の正常化の動きが見られたものの、先行きは不透明な状況です。当社の主要顧客の経営環境にも影響が見られ、一定の影響は当面の間続していくものと想定されます。そのような事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために対処すべき課題は以下のとおりです。

① 優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社が属する情報サービス産業では、人材の獲得競争が激化しており、このような状況の中、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが当社の発展において重要であります。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実、就業環境の向上等、各種施策を進めてまいります。

② 営業力の強化

Sactona事業において、業界での認知度の向上を目指し、マーケティング戦略を強化、リード獲得数の向上、案件の受注増加を目指してまいります。

③ 技術力、製品力の向上

当社の製品Sactona及びコンサルティングサービスにおいては、多様で複雑な業務に対する実現力、変化に対応する柔軟性に優位性があると考えておりますが、拡大していく事業機会を確実に獲得し成長につなげるためには、技術面、サービス面において継続的な高度化が要求されます。技術の最新動向を取り込むとともに効果的に事業に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。

④ 事業の海外展開

Sactona事業において、既に海外事業を展開している顧客はグローバルに活用いただいているが、当社製品は多言語対応しており、海外企業にも販売を拡大できるものと考えております。当社として、グローバルに顧客に販売、サポートできる体制を整備していくことで大きな成長機会が期待されます。

当社は、こうした機会を確実に取り込むべくグローバルパートナーの開拓等を通じて、リスクを低減しながらも海外への展開を積極的に進めてまいります。

⑤ 認知度の向上、ブランドの確立

当社が市場での浸透度を高めていくためには、一層の認知度の向上、信頼感の醸成が必要となってまいります。「市場のリーダー」として確固たる信頼を揺るぎないものにしていくよう、製品・サービスのたゆまぬレベルアップ、既存顧客の満足度の向上、パブリシティ強化を通じ当社ブランドの確立及び普及に努めてまいります。

【主要な事業内容】

当社の主要な事業はSactona事業、主要製品はSactonaであります。

【主要な営業所及び工場】

本社 東京都港区

【従業員の状況】

使用人数 72名（前事業年度末比7名増）

【重要な親会社及び子会社の状況】

当社は親会社及び子会社を有しておりません。

【その他会社の現況に関する重要な事項】

当社は、2023年12月12日に、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式に関する事項

【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	14,080,000
計	14,080,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） (2024年3月31日)
普通株式	3,570,000
計	3,570,000

(注) 1. 2023年12月11日を払込期日とする公募増資に伴う新株発行により、発行済株式総数が50,000株増加しております。

2. 2023年12月12日に当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しております。

(2) 株主数

2,494名

(3) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
AG 2号投資事業有限責任組合	1,707,200	47.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	164,500	4.60
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C ISG (FE-AC)	108,700	3.04
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OM NIBUS-MARGIN (CASHPB)	76,700	2.14
楽天証券株式会社	75,700	2.12
清板 大亮	69,500	1.94
MSIP CLIENT SECURITIES	57,100	1.59
西 甲太郎	53,000	1.48
株式会社SBI証券	51,000	1.42
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I LM FE	46,100	1.29

3. 新株予約権に関する事項

【ストック・オプション制度の内容】

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区分	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2022年3月31日	2023年5月23日
新株予約権の数(個)※	64,820(注)1	80,790(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 12,964(注)1、(注)8	普通株式 16,158(注)1、(注)8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	750(注)2、(注)8	2,180(注)2、(注)8
新株予約権の行使期間※	2024年5月1日～2032年4月28日	2025年6月1日～2033年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 750(注)8 資本組入額 375	発行価格 2,180(注)8 資本組入額 1,090
新株予約権の行使の条件※	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5	(注)5
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 62,140個 目的となる株式数 12,428株 保有者数 2名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 2,680個 目的となる株式数 536株 保有者数 1名
		新株予約権の数 72,790個 目的となる株式数 14,558株 保有者数 2名
		新株予約権の数 8,000個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。また新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は150円とする。なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使価額}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

4. 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日

に、新株予約権を無償で取得することができる。

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ)当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

(ハ)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(ニ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、上記1に準じて決定するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件などを勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の株を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定するものとする。

- ⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
上記4に準じて決定するものとする。
 - ⑨ その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定するものとする。
6. 新株予約権行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
7. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は発行しない。
8. 当社は、2023年9月30日開催の臨時株主総会決議により、同年9月30日付で普通株式5株を1株にする株式併合を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されています。
9. 当社と付与対象者との間において、付与対象者が当該新株予約権行使したときには、割当日から上場後6か月間を経過するまでの間は、取得株式等の全部又は一部を第三者に譲渡しない旨の内容を含む契約を締結しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

区分	第2回新株予約権	
決議年月日	2023年5月23日	
新株予約権の数(個)※	210,710(注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 42,142 (注) 1、(注) 8	
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	2,180(注) 2、(注) 8	
新株予約権の行使期間※	2025年6月1日～2033年5月23日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,180(注) 8 資本組入額 1,090	
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 210,710個 目的となる株式数 42,142株 交付対象者数 65名

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。また新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、行使

価額は436円とする。なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

4. 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(ロ)当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
(ハ)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
(ニ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(ホ)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当

社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件などを勘案の上、上記1に準じて決定するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件などを勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の株を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定するものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記4に準じて決定するものとする。

⑨ その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定するものとする。

6. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
7. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は発行しない。
8. 当社は、2023年9月30日開催の臨時株主総会決議により、同年9月30日付で普通株式5株を1株にする株式併合を行っており、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されています。
9. 当社と付与対象者との間において、付与対象者が当該新株予約権を行使したときには、割当日から上場後6か月間を経過する日までの間は、取得株式等の全部又は一部を第三者に譲渡しない旨の内容を含む契約を締結しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
平 尾 泰 文	代表取締役社長	なし
井 澤 亜紀子	取締役	コンサルティング事業本部長
岩 田 謙 作	取締役 CFO	管理本部長 (同)ナレッジインテリジェンス 代表社員 岩田会計事務所 所長
原 知己	取締役	アスパラントグループ(株)マネージングパートナー NJT銅管(株)取締役
申 祐一	社外取締役	アスパラントグループ(株)シニアパートナー
辰巳 太郎	社外取締役	アスパラントグループ(株)パートナー
原 裕太郎	社外取締役	アスパラントグループ(株)バイスプレジデント
中丸 太一	社外取締役	アスパラントグループ(株)プリンシパル
西尾 博	社外取締役	アスパラントグループ(株)プリンシパル
中 西 雅 也	社外取締役	アスパラントグループ(株) マネージングパートナー ディップソール(株) 取締役 東栄産業(株) 取締役 NJT銅管(株) 取締役
佐々木 啓 之	取締役 常勤監査等委員	なし
菊 池 英 生	社外取締役 非常勤監査等委員	菊池公認会計士事務所 所長 (株)LeverN 取締役 (株)キノシタ 監査役 仙台運輸倉庫(株) 監査役
紀 平 貴 之	社外取締役 非常勤監査等委員	森・濱田松本法律事務所 パートナー Cornell Law School 非常勤教授

注1. 取締役申祐一、辰巳太郎、原裕太郎、中丸太一、西尾博及び中西雅也は、社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）菊池英生及び紀平貴之は、社外取締役であります。

3. 当社は、取締役（監査等委員）菊池英生を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 非常勤監査等委員菊池英生は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見

を有するものであります。

5. 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し情報収集することにより、業務執行取締役の職務執行を常時監視する体制を確保し、また、会計監査人及び内部統制室との密な連携が図れる体制を構築するとともに、監査等委員会へ報告することにより社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて実効性の高い監査機能を発揮するため、常勤監査等委員を選定しております。
6. 2023年8月22日開催の臨時株主総会の決議によって、取締役原知己、社外取締役申祐一、辰巳太郎、原裕太郎、中丸太一及び西尾博は、2023年8月31日付けで退任しております。

(2) 役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員などの地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。当該役員など賠償責任保険の被保険者は、当社及び重要な使用人であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役申祐一、辰巳太郎、原裕太郎、中丸太一、西尾博、中西雅也、菊池英生、紀平貴之は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約を結んだ取締役又は社外取締役（以下「責任限定役員等」と記載します。）がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、責任限定役員等がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとします。またその損害賠償責任額を超える部分については、当社は責任限定役員等を当然に免責するものであります。

(4) 社外役員の状況

当社は社外取締役として、申祐一氏、辰巳太郎氏、原裕太郎氏、中西雅也氏、中丸太一氏、西尾博氏を選任しております。申祐一氏、辰巳太郎氏、原裕太郎氏、中西雅也氏、中丸太一氏、西尾博氏は幅広い業種の企業経営を監督する十分な見識を有しており、重要な兼職先はアスパラントグループ株式会社であります。当社においても毎月開催された取締役会に任期中全て出席され、当該知見を生かして監督、助言など適切な役割を果たしております。

2023年8月22日開催の臨時株主総会の決議によって、社外取締役申祐一、辰巳太郎、原裕太郎、中丸太一及び西尾博は、2023年8月31日付けで退任しております。

当期末現在、当社は社外取締役として、中西雅也氏を選任しております。中西雅也氏の重

要な兼職先であるアスパラントグループ株式会社は当社の株主であるAG2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。

中西雅也氏は幅広い業種の企業経営を監督する十分な見識を有しております。当社においても毎月開催された取締役会に任期中全て出席され、当該知見を生かして監督、助言など適切な役割を果たしております。

当社は社外取締役監査等委員として菊池英生氏、紀平貴之氏を選任しております。菊池英生氏は毎月開催された取締役会及び監査等委員会に任期中全て出席され、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、監査等委員会の場において、当社の経理システム、当社監査基準についての発言を行っております。紀平貴之氏は毎月開催された取締役会及び監査等委員会に任期中全て出席され、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

【役員の報酬等】

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	支給人数(人)
取締役（監査等委員であるものを除く） (うち社外取締役)	72,587 (-)	72,587 (-)	3 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	13,822 (4,200)	13,822 (4,200)	3 (2)

注 上記には、無報酬の取締役1名、社外取締役6名を含めておりません。

(6) 報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項

① 株主総会決議の日 2023年6月29日

② 内容の概要

監査等委員でない取締役の報酬総額（使用者兼務取締役の使用者分給与は除く）については年額（7月から翌年6月迄報酬総額）100,000千円以内とする。当該各取締役の個別の報酬額については取締役会の決定に一任する。

監査等委員である取締役の報酬総額については年額（7月から翌年6月迄報酬総額）25,000千円以内とする。当該各取締役の個別の報酬額については当該取締役の協議に一任する。

③ 監査等委員でない取締役の員数 10名

監査等委員である取締役の員数 3名

(7) 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、各取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他の会社の業績等を総合考慮して決定する。取締役に対しては中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、一定の時期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、非金銭報酬としてストックオプション（新株予約権）を付与することがある。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定する。当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責等を考慮し、非金銭報酬の割合について検討する。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の答申を得ている。

取締役会は取締役の種類別の報酬割合を決定する。基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。各取締役の基本報酬は、取締役会が株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内においてその具体的な内容を決定する。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しております、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 会計監査人に関する事項

【会計監査人の状況】

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- 注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、作業内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度における上記の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬5,520千円があります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」を定めておりませんが、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を損なう事由の発生等により、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することとしております。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

なお、当社は2022年9月28日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システムに関する基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当会社は、法令及び企業倫理の遵守（以下、コンプライアンス）を、業務遂行上の最重要課題の一つとして位置付け、当会社の事業運営の基本方針とし、取締役は、自ら、コンプライアンスの徹底を率先して実践、啓蒙する。
- ② 当会社は、コンプライアンス関連諸規程を整備し、取締役会の直属機関として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、その活動状況を取締役会に報告する。
- ③ 当会社は、取締役及び従業員（以下、役職員）に対し、定期的、継続的なコンプライアンス研修・啓蒙を実施するとともに、役職員からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談に適正に対応し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスを強化するため、内部通報制度を導入する。
- ④ 内部監査規程に定める内部監査担当者による内部監査を行い、代表取締役社長に対し、コンプライアンスの状況を報告する。
- ⑤ 当会社の役職員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会又は経営・部門長会議に報告し、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務に関する各種の議事録、文書、帳票類等（電磁的記録を含む。）は、法令及び文書管理に関する各種の社内規程に基づき適切に管理、保存するとともに、取締役が常時これらを閲覧できる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当会社の事業経営に影響を与える重要な事象及びリスクを識別、評価し、リスク回避、リスク低減等の対応を実施するため、リスク管理規程を整備するとともにリスク管理に関する統括機関として「リスク管理推進委員会」を設置し、担当役員を責任者として、リスク管理推進委員がその業務を遂行する。リスク管理担当役員は、適時に取締役会へ報告を行う。
- ② 当会社の通常時のリスク管理は、部門ごとにリスク評価とリスク対応を実施し、リスク管理推進委員会は、各部門より報告を受けるものとし、緊急時のリスク管理は、代表取締役社長を本部長とする「危機管理対策本部」が統括する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款で定める事項及び重要な業務執行の決定を行い、その他の業務執行については、「取締役会規程」及び「職務権限表」に基づき、業務執行取締役又は執行役員に権限を委譲し、職務の執行の迅速性、効率性を確保するとともに、業務執行責任を明確化する。
- ② 取締役会は、中期経営戦略及び中期経営計画等を策定し、これに基づく主要経営目標及び年次予算の進捗状況については、定期的な検証を行い、実績を管理する。
- ③ 当会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、代表取締役社長の諮問機関である経営・部門長会議を組織し、審議する。

(5) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合の当該使用者並びに当該使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する監査等委員である取締役の指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用者は、監査等委員である取締役の依頼により配置する。
- ② 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用者は、他の業務及び役職を兼務せず、人事考課、人事異動、懲戒等に関する事項については、他の使用者とは切り離して行い、監査等委員である取締役の同意を得て決定する。
- ③ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用者は監査等委員である取締役の指揮命令に従う旨を、役職員に対し周知徹底する。

- (6) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員である取締役は取締役会、経営・部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて当会社の役職員から説明を求めることができる。
 - ② 当会社の役職員は、監査等委員である取締役が業務に関する報告を求めた場合及び議事録、稟議書、会計帳簿等の文書の閲覧を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。
 - ③ 当会社の役職員は、当会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実、事象を発見した場合には、速やかに監査等委員である取締役に対して報告する。
 - ④ 当会社の役職員が監査等委員である取締役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して解任、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行わないための諸規程を整備し、周知徹底する。
 - ⑤ 内部監査担当者の実施した内部監査報告は、全て監査等委員会に報告する。
- (7) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員である取締役の職務の執行上必要と認める費用につき、あらかじめ予算に計上するとともに、監査等委員である取締役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- (8) 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当会社の監査等委員である取締役が、代表取締役社長、社外取締役、会計監査人及び内部監査担当者との十分な意見交換を行う機会を確保する。
 - ② 当会社の役職員は、当会社の監査等委員である取締役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、等当会社監査等委員である取締役の活動が効果的、効率的に実施できるよう協力する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - ② 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

- ③ 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当者が核となる評価チームにより、業務プロセスにおけるリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。
- ④ 必要に応じ、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上で、社内規程の整備及び運用を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当会社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、「反社会的勢力排除に関する規程」においても「反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないことを徹底」することを定めている。
- ② 当会社は、役職員向けに反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催、所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携強化により、反社会的勢力による被害の防止を図る取組みを進めている。さらに、暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関に加盟し、不当要求への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施し、万一に備えた体制整備に努める。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、以下のとおりです。

- ・取締役会は、月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法定事項並びに経営及び業務執行に関する重要事項の審議、決議及び報告を行っております。また、当社の取締役会では、過半数を占める社外取締役の視点も踏まえた取締役の業務執行の監督を実施しております。
- ・経営・部門長会議は、取締役社長、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役及び本部長等の各部署のリーダー計8名で構成され、原則月2回開催し、経営の基本方針及び重要な施策に関する事項、取締役会に提出する議案に関する事項等経営課題の審議・決定を行っております。

- ・コンプライアンス推進委員会は、取締役社長、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役及び内部監査担当従業員2名、内部統制室長1名の計7名で構成され、定期的に開催し、当社のコンプライアンス対応政策の進捗状況等、内部通報制度の維持と状況報告を行い、情報共有を行っております。
- ・リスク管理推進委員会は、取締役社長、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役及び従業員4名の計8名で構成され、定期的に開催し、当社のリスク分析、リスク対応政策の進捗状況のモニタリング等を行い、情報共有を行っております。
- ・監査等委員会は、月1回の定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画、職務分担等に従い行った監査内容の報告及び必要となる審議、決議を行っております。また、監査等委員会は、社内的重要な会議への出席や監査等委員による業務及び財産の状況の調査等を通じた監査のほか、内部監査人等モニタリング機能を果たす者から報告を受けることで、内部統制システムを活用した組織的な監査を行っております。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資 産 の 部)				
流 動 資 產	1,291,496	(負 債 の 部)		
現 金 及 び 預 金	1,004,334	流 動 負 債	366,061	
売 掛 金 及 び 契 約 資 產	282,292	未 払 金	33,444	
前 渡 金	2,000	未 払 費 用	12,549	
前 払 費 用	2,869	未 払 消 費 税 等	50,757	
固 定 資 產	90,701	未 払 法 人 税 等	78,330	
有 形 固 定 資 產	24,400	契 約 負 債	55,403	
建 物	2,849	賞 与 引 当 金	124,115	
工具、器具及び備品	21,551	そ の 他	11,460	
無 形 固 定 資 產	138	負 債 合 計	366,061	
ソ フ ト ウ エ ア	138	(純 資 產 の 部)		
投 資 そ の 他 の 資 產	66,162	株 主 資 本	1,016,137	
差 入 保 証 金	20,827	資 本 金	141,400	
繰 延 税 金 資 產	45,334	資 本 剰 余 金	41,400	
		資 本 準 備 金	41,400	
		利 益 剰 余 金	833,337	
		利 益 準 備 金	25,000	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	808,337	
		繰 越 利 益 剰 余 金	808,337	
		純 資 產 合 計	1,016,137	
資 產 合 計	1,382,198	負 債 ・ 純 資 產 合 計	1,382,198	

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,667,850
売 上 原 価	536,782
売 上 総 利 益	1,131,067
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	565,577
営 業 利 益	565,489
営 業 外 収 益	
そ の 他	682
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費	1,572
上 場 関 連 費 用	21,612
経 常 利 益	542,985
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	79,910
特 別 損 失	
そ の 他	38
税 引 前 当 期 純 利 益	622,857
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	146,186
法 人 税 等 調 整 額	23,807
当 期 純 利 益	452,863

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金					
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	—	—	25,000	355,474	380,474	480,474	
当期変動額								
新株の発行	41,400	41,400	41,400			82,800	82,800	
当期純利益					452,863	452,863	452,863	
当期変動額合計	41,400	41,400	41,400	—	452,863	452,863	535,663	
当期末残高	141,400	41,400	41,400	25,000	808,337	833,337	1,016,137	

個別注記表

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～24年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度については貸倒実績率が著しく低く、貸倒引当金の金額が重要性に乏しいため計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は、以下のとおりであります。

(1) コンサルティングビジネス

コンサルティングビジネスの提供には、準委任契約による取引と請負契約による取引があります。

準委任契約による取引は、顧客仕様に応じたアプリケーション開発やコンサルティングなどのサービスを提供する義務があり、当該サービスの提供に応じて履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、サービス提供を行った時間に対し顧客との契約において

約束された金額に基づき、収益を認識しております。

請負契約による取引は、成果物の引き渡し義務を負い、開発中のシステムなどを他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業について対価を收受する強制力のある権利を有します。そのため、「Sactona」導入支援によって発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例するものと判断しており、完成までに要する総原価を合理的に見積ることができる場合には、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で進捗度を測定する方法に基づいて収益を認識しております。

(2) ベースビジネス

ベースビジネスの提供は、ライセンスの供与や各種保守などのサービス提供を行っております。

主に契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、当該期間にわたってサービスを提供することで顧客が便益を享受し、履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、当該期間にわたり収益を認識しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	47,269千円
----------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,570,000株
------	------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

契約負債	1,228千円
賞与引当金	38,010〃
未払事業税	3,069〃
その他	3,026〃
繰延税金資産小計	45,334千円
評価性引当額	—〃
繰延税金資産合計	45,334千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	45,334千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営方針・事業計画等に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

差入保証金は、本社の賃貸借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されておりますが、契約時に信用リスクの確認を行い、当該リスクの低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を探

用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	20,827	20,542	△284
資産計	20,827	20,542	△284

注1. 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「未払金」「未払費用」「未払消費税等」「未払法人税等」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,004,334	—	—	—
売掛金及び契約資産	282,292	—	—	—
差入保証金	—	20,827	—	—
合計	1,286,627	20,827	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	20,542	—	20,542
資産計	—	20,542	—	20,542

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、国債の利回り等適切な指標により算定した利率を基に割引現在価値法により算定しております、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービス別に分解した収益の情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

Sactona事業	
コンサルティングビジネス	1,057,808
ベースビジネス	610,042
顧客との契約から生じる収益	1,667,850
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,667,850

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度末及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	209,275
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	254,263
契約資産（期首残高）	118,954
契約資産（期末残高）	28,029
契約負債（期首残高）	82,681
契約負債（期末残高）	55,403

当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は58,145千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	一年以内	一年超	合計
2024年3月31日現在で、この契約に関して認識されると見込まれる収益	24,453	18,763	43,217

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

284円63銭

(2) 1株当たり当期純利益

128円10銭

(注) 当社は、2023年9月30日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

アウトルックコンサルティング株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	陶江 徹	印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	島津 慎一郎	印
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アウトルックコンサルティング株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についてオンライン会議システムを活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査等委員の意見

各監査等委員間にて異なる監査意見はございません。

4. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はありません。

2024年5月23日

アウトルックコンサルティング株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐々木啓之

監査等委員 菊池英生

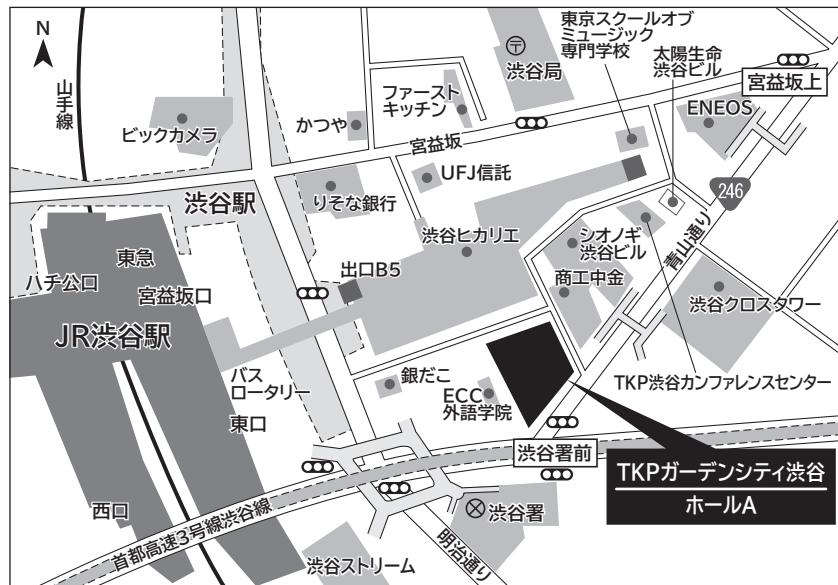
監査等委員 紀平貴之

(注)監査等委員菊池英生及び紀平貴之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA



交通	J R 渋谷駅	宮益坂口より	徒歩約6分
	東京メトロ各線渋谷駅	B 5番出口より	徒歩約5分
	東急各線渋谷駅	B 5番出口より	徒歩約5分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。